

## 原価算定の基本的な考え方について

### 1 手数料の場合

$$\text{【基本算定式】} \dots (\text{人件費} + \text{物件費}) \div \text{総処理件数} = \text{原価}$$

【基本原則】証明書等の発行事務に要する経費のみを対象とする！！

○人件費：受付から審査、発行までに要する時間を基本とし、決裁等に要する時間は含めない。

○物件費は、発行に必要な消耗品や電気代等の経費を基本とする。

### 2 使用料の場合

$$\text{【基本算定式】} \dots (\text{人件費} + \text{維持管理費}) \div \text{貸出総面積(総数)} \div \text{開館時間} \times \text{貸出面積(数)} = \text{原価}$$

【基本原則】施設の貸出に要する経費のみを対象とする！！

○人件費：平均単価×人数で算出するが、係員等の人数をそのまま対象とせず、例えば5人の場合、貸出事務の従事割合が30%とすると1.5人(=5人×30%)となる。「事務事業評価」の人数も参考にすること。

○維持管理費は、光熱水費や清掃等委託、修繕料、消耗品費等が基本となり、イベント実施等に係る経費は含めない。

a 施設全体が(ほぼ)貸出対象となる施設 ⇒ 基本の算定式を用いる

$$\begin{array}{l} \text{(施設全体)} \div \\ 100 \end{array} = \begin{array}{l} \text{(貸出①~④)} \\ 10, 20, 30, 40 \end{array}$$

b 貸出部分以外が大きい施設又は異なる種類の貸出対象が混在する施設

$$\{ (\text{人件費} + \text{維持管理費}) \times \text{貸出部分割合} \} \div \text{貸出総面積(総数)} \div \text{開館時間} \times \text{貸出面積(数)} = \text{原価}$$

b1[面積で按分可能な場合] ⇒ 面積按分により算出した貸出部分割合を乗じて算定する

$$\begin{array}{l} \text{(施設全体)} \div \\ 100 \end{array} = \begin{array}{l} \text{(貸出①)} + \text{(貸出②)} + \text{(その他)} \\ 10 \quad 15 \quad 75 \end{array}$$

b2[面積で按分し難い場合] ⇒ 単純に面積で按分すると正しい割合が出ないので、他の客観的な指標を用いて貸出部分割合を算出する必要がある

	《面積による按分》	⇒ ⇒	《他の客観的な指標による按分》
(例)公園施設：	(テニスコート) (公園)		(テニスコート) (公園)
(施設全体) ÷	(貸出①) + (その他)		(貸出①) + (その他)
100	10 90		70 30
(例)忍頂寺スホ：	(宿泊施設) (テニスコート) (グラウンド)		(宿泊施設) (テニスコート) (グラウンド)
(施設全体) ÷	(貸出①) + (貸出②) + (貸出③)		(貸出①) + (貸出②) + (貸出③)
100	10 10 80		60 30 10